

14. 他大学等単位互換科目の履修について

本学では、協定を結んでいる他大学の科目を履修し、単位を修得すれば8単位を上限として卒業要件単位として認定する制度を設けている。

14-(1) 大学コンソーシアム京都の単位互換科目の履修について

大学コンソーシアム京都においては、京都地域の大学・短期大学間の教育交流事業などの一環として単位互換制度を実施している。

本学はこの制度に参加しているので、本学学生も大学コンソーシアム京都の科目を履修し、一定の単位を修得することができる。

1. 科目の概要等

大学コンソーシアム京都のWEBサイト (<http://www.consortium.or.jp/>) に、「単位互換履修生募集ガイド」が3月に公開されるので、科目・シラバス等はそちらで確認することができる。詳細については、本学に設置されている「大学コンソーシアム京都」掲示板にて通知する。

2. 授業料等

大学コンソーシアム京都の科目を履修するときの授業料は無料となる。ただし、演習・実習等の科目及び教材等の費用については、科目を開設する大学の定める額を必要とする。

3. 履修対象学年

大学コンソーシアム京都の科目を履修できるのは、本学においては2年次生前期から4年次生前期までとする。

4. 単位の認定

- (1) 大学コンソーシアム京都を通じて他大学にて修得した単位については、その大学の証明により本学において認定する。
- (2) 8単位を上限として要卒単位として取り扱う。(本学が大学コンソーシアム京都の単位互換科目として提供する科目を含む。)

5. 出願手続き

- (1) 大学コンソーシアム京都の単位互換科目を履修しようとする者は、4月上旬または、9月中旬～下旬に出願手続きをするものとする。
- (2) 出願は、大学コンソーシアム京都が定めた方法で行う。
(詳細については、「大学コンソーシアム京都」掲示板にて通知する。)

6. 履修許可

- (1) 大学コンソーシアム京都の科目を開設する大学では各科目について募集定員を定めているため、応募人数が超過した場合は各科目開設大学において選考が行われる。
- (2) 履修の可否については、4月下旬頃または10月上旬頃に科目開設大学からメールにて通知される。

7. 履修登録上の注意事項

大学コンソーシアム京都の単位互換科目は定員が超過すると、科目開設大学において受講者数の制限を行う場合がある。このため出願科目的履修が許可されない場合があるので、本学の履修登録に際してはあくまで本学の科目を履修することによって要卒単位数を確保するよう心掛けのこと。

14-(2) 協定大学単位互換科目の履修について

大学コンソーシアム京都の単位互換科目とは別に、下記の他大学との協定に基づき提供される単位互換科目を履修することができる。提供科目等の詳細については年度初めに掲示する。

協定大学

- (1) 京都工芸繊維大学・京都市立芸術大学・京都産業大学

※上記3大学と本学及び京都市の連携による「文化芸術都市京都の文化遺産の保存・活性化を支える人材育成プログラム」に関する科目

- (2) 聖母女学院短期大学